

春日サントス FC 規約

第1章 【総 則】

- 第1条 名称を「春日サントス FC」と称し、本部を代表者宅に置く。
- 第2条 クラブの通常の運営は指導員会議及び指導員によって行う。
- 第3条 クラブのサポートは保護者からなる育成会によって維持する。
- 第4条 当クラブはいかなる政治活動及び宗教活動を支持せず、また制約を受けない。
何人といえども当クラブを政治目的及び宗教目的のために利用することは許されない。

第2章 【目 的】

- 第5条 当クラブは、長期的展望に基づく指導体制で、スポーツを通じて青少年の心と身体の健全な育成を計り、「生涯スポーツ」基礎を養い、関係者相互の協調とコミュニケーションを深め、スポーツをすることの楽しさを伝え、夢と才能を育てながら指導を行う。

第3章 【役 員】

- 第6条 春日サントス FCに次の役員を置く。

- (1) 代表者 1名
- (2) 副代表者 1名
- (3) 総監督 1名
- (4) 指導員（コーチ） 各チーム1名以上

- 第7条 代表者及び副代表者はクラブ会議で推挙し、育成会の承認を得て、育成会会長が委嘱する。

- 2 代表者は春日サントス FCを代表し、クラブを総括する。
- 3 副代表者は、代表者を補佐し、代表者に事故あるとき、又は欠けたときは代表者があらかじめ指名した順序により副代表者がその職務を代理し、またその職務を行う。

- 第8条 総監督及び指導員、指導補助員は代表者が任免する。

- 第9条 役員及び指導補助員はスポーツマン精神に則り、フェアプレーを重んじ、クラブ会員と育成会会員の期待を満たし、協力と支援が得られる活動にしなければならない。

- 第10条 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。但し、補欠役員任期は前任者の在任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。

- 3 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

- 4 指導員任期はチーム編成により異なる。

- 第11条 役員及び指導補助員が、春日サントス FC役員、指導補助員としてふさわしくない行為を行った場合、それぞれの選出方法に準じて罷免する事ができる。

- 第12条 指導補助員とは、不定期的また突発的に指導員の監督下でクラブ会員の指導を行う者で、クラブ規約における役員には含まれない。

- 2 指導補助員の任免はチーム単位活動上そのチームの指導員に一任する場合がある。

第4章 【クラブ会員】

第13条 クラブ会員（以下「メンバー」という）の入会は次項に掲げる者で役員会議において承認された者とする。

- (1) スポーツを行うにあたって身体や精神に異常がなくクラブ内の秩序や指導員の指示を守れる者。
- (2) 他のサッカーチームに所属する場合は選手登録をしていないこと。
- (3) 小学生以下の男女。

第14条 入会申請書を提出し、入会を承認された者は、入会金を速やかに納めなければならない。

第15条 練習及び試合等の参加にあたっては、スポーツ安全保険の加入手続きを完了していないなければならない。

第16条 代表者はメンバーが第13条に掲げる資格を失ったと認められる時や、義務を怠った時、また、当クラブメンバーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合は、クラブ会議に諮り、メンバーを退会させることが出来る。

第17条 メンバーは身体の障害及びその他の事情で長期にわたり欠席する場合、前月末日までに休会申請書を提出しクラブ代表者の承認を得て休会することが出来る。尚、休会期間は月単位とし、休会期間中の会費は免除する。

第18条 退会する場合は、前月末日までに担当指導員に申し出て、クラブ代表者に退会届を提出しなければならない。

第5章 【クラブ会議】

第19条 クラブ会議は代表者、副代表者、総監督、及び指導員をもって構成し、クラブ運営全般に関わる事項を協議する。

2 クラブ会議は代表者が招集し、議長となる。

第20条 クラブ会議は次の事項を管理実行する。

- (1) クラブの資産
- (2) クラブにおける各種行事
- (3) 総監督及び、指導員、指導補助員の選任
- (4) クラブの加盟、登録についての責任
- (5) メンバーの入会及び退会の審査

第6章 【入会金及び会費】

第21条 入会金及び会費については別途、育成会会則に定める。尚、一旦支払われた入会金及び会費については返金しないものとする。

第7章 【会計】

第22条 クラブ及び育成会の財政は、その目的と事業を一つとするため、会計は合併して処理する。

第8章 【免責】

第23条 クラブ及びクラブ役員、指導補助員、育成会会員はクラブの管理下における活動中及び往復中の事故等については、故意または、重過失がある場合を除いて、当該スポーツ安全保険の補償範囲内でのみ補償するものとし、クラブ内の秩序や指導員等の指示に従わないで起きた、事故やトラブル、盗難については、当クラブは一切の責任を負わない。

第9章 【本規約の変更】

第24条 この規約はクラブ会議において合意を得たのち、育成会総会において出席会員の承認を受けて変更することが出来る。

2 規約の変更内容は育成会総会の5日前までに育成会会員に通告しなければならない。

附 則 1 この規約は昭和56年11月8日から施行する。

附 則 2 この改正規約は昭和62年3月29日から施行する。

附 則 3 この改正規約は平成6年3月13日から施行する。

附 則 4 この改正規約は平成15年8月24日から施行する。

附 則 5 この改正規約は平成30年4月8日から施行する。